会計	繰越	検算	転記		
白	白	大	有 T.Tom 三	○	

[エラーチェック済]

（その１）

平成26年分
（　　開催分）

（ふりがな）　たにあいまさあきこうえんかい

1 政治団体の名称　谷あい正明後援会

2 主たる事務所の所在地　岡山県岡山市南区福富西1丁目20-48

（アパート・マンション名）　クボタビル202号

3 代表者の氏名　（姓）谷合　（名）正明

4 会計責任者の氏名　（姓）角屋　（名）忍

事務担当者の氏名　（姓）平元　（名）道隆

（電話）086-262-3611

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）谷合　（名）正明

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）谷合　（名）正明
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

岡山県選挙管理委員会 受付 27.2.10

受付 27.2.23 収支公開室 第　号

0305

130830

[[エラーチェック済]]

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,982,656
（前年からの繰越額）	507,047
（本年の収入額）	4,475,609
支　出　総　額	3,899,224
翌年への繰越額	1,083,432

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	283,500	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	283,500	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	283,500	

[[エラーチェック済]]

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	谷合正明君を励ます会	4,192,000	平成26年5月13日 ~~東京都港区~~ホテルグランドアーク半蔵門　３Ｆ華の間 東京都千代田区隼町1-1
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	4,192,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	109	
	合　　計	109	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	公明党岡山県本部	88,200	H26/12/12	岡山市北区大元上町8-18	景山　貢明	
2	公明党岡山県本部	195,300	H26/12/15	岡山市北区大元上町8-18	景山　貢明	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	283,500				

[[エラーチェック済]]

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	83,613	0	
(4) 事務所費	613,586	0	
小計	697,199	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,202,025	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,202,025	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	1,000,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	3,202,025	0	
合計	3,899,224		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	書籍購入費	20,500	H26/9/19	公明党機関紙委員会	東京都新宿区南元町17	
2	書籍購入費	10,800	H26/11/5	㈱潮出版社	東京都千代田区一番町6 一番町SQUARE	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	52,313				
	合計	83,613				

[[エラーチェック済]]

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	印刷代	138,400	H26/1/20	㈱ＰＣＫ高速印刷	岡山市南区豊成3-25-13	
2	監査業務報酬	52,500	H26/2/4	公認会計士宮﨑栄一	岡山市中区桑野713-10	
3	会場費	50,000	H26/8/2	㈱山口グランドホテル	山口県山口市小郡黄金町1-1	
4	印刷代	68,040	H26/8/5	㈱岡文館印刷所	岡山市中区長岡4-47	
5	会食代	21,052	H26/9/12	ホテル　ルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	
6	会食代	10,610	H26/10/25	津山鶴山ホテル	津山市東新町114-4	
7	航空運賃	18,790	H26/11/20	セブンイレブン参議院議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-1	
8	宿泊代	10,244	H26/12/2	ANAクラウンプラザホテル宇部	山口県宇部市相生町8-1	
9	ＪＲ料金	16,150	H26/12/3	チケットセンター岡山本町店	岡山市北区本町2-12	
10	航空運賃	14,190	H26/12/24	セブンイレブン参議院議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-1	
11	印刷代	124,000	H26/12/26	㈱ＰＣＫ高速印刷	岡山市南区豊成3-25-13	
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	89,610				
	合計	613,586				

[[エラーチェック済]]

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費 谷合正明君を励ます会開催事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	案内状印刷	75,390	H26/4/2	㈲デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12 (ヴァンエスビル)	
2	航空運賃	39,280	H26/4/21	日本航空大阪空港支店	大阪府豊中市蛍池西町~~番地以下未明~~ 3-555	
3	宿泊代	21,000	H26/5/13	ホテルグランドアーク半蔵門	東京都千代田区隼町1-1	
4	宿泊代	10,500	H26/5/13	ホテルグランドアーク半蔵門	東京都千代田区隼町1-1	
5	司会謝礼	30,000	H26/5/13	林家　まる子	東京都板橋区南常盤台2-2-1-202	
6	謝礼	20,000	H26/5/13	漆戸　啓	東京都調布市深大寺東町3-35-6	
7	謝礼	20,000	H26/5/13	古賀　いずみ	東京都杉並区下高井戸4-31-7-220	
8	酒代	57,613	H26/5/15	なんでも酒屋カクヤス (株)カクヤス	東京都北区豊島2-3-1	
9	会場費	1,353,018	H26/5/16	ホテルグランドアーク半蔵門	東京都千代田区隼町1-1	
10	谷あい通信印刷代	129,600	H26/5/21	㈱岡文館印刷所	岡山市中区長岡4-47	
11	記念品備前焼	272,160	H26/5/21	備前焼作家　森　大雅 森陶製園	備前市伊部1749	
12	記念品菓子代	54,000	H26/5/23	㈱中山昇陽堂	岡山市北区大供表町2-8	
13	慰労会	42,000	H26/5/29	Ｓｈｉ－Ｆａｎ	東京都港区麻布十番1-9-2 ユニマット麻布十番ビル5Ｆ	
14						
15						
	その他の支出	77,464				
	合計	2,202,025				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	寄付金	500,000	H26/5/30	公明党参議院比例区第１０総支部	岡山市南区福富西1-20-48 クボタビル202号	
2	寄付金	500,000	H26/6/24	公明党参議院比例区第１０総支部	岡山市南区福富西1-20-48 クボタビル202号	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	1,000,000				

(その17)

資産等の状況

[[エラーチェック済]]

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

[[エラーチェック済]]

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年　1月　14日

政治団体の名称　谷あい正明後援会

会計責任者の氏名　角屋　　忍　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２７年1月１４日

谷あい正明後援会
代表　谷合　正明　殿

登録政治資金監査人　宮﨑栄一

登　録　番　号　第　１４１８　号
研修修了年月日　平成２１年5月１９日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、谷あい正明後援会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、谷あい正明後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

谷あい正明後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、谷あい正明後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上